

浅口市公共下水道条例の一部を改正する条例

令和7年3月27日

条例第17号

浅口市公共下水道条例(平成18年浅口市条例第166号)の一部を次のように改正する。

第6条中「が専属する」を「を選任している」に改める。

第10条第1項第1号を次のように改める。

(1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合には、同項に規定する基準に係る数値とする。

第10条第1項中第2号から第34号までを削り、第35号を第2号とし、第36号から第42号までを33号ずつ繰り上げ、同項第43号中「第38号」を「第5号」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同号を同項第10号とする。

第22条中「(昭和34年政令第147号)」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。